議第4号

彦根長浜都市計画区域区分の変更について

- 1. 新旧対照表
- 2. 変更地区一覧
- 3. 総括図
- 4. 計画図 (※A4 サイズの縮小印刷しているため縮尺は表記どおりではありません。)

新旧対照表

新	年次 区分 都市計画区域内人口 市街化区域内人口 配分する人口 保留する人口 (特定保留) (一般保留)	令和2年 (基準年) 195.6 千人 127.5 千人 ————————————————————————————————————	令和17年 182.1 千人 121.1 千人 120.4 千人 0.7 千人 0 人 0.7 千人
IΒ	年次 区分 都市計画区域内人口 市街化区域内人口 配分する人口 保留する人口 (特定保留) (一般保留)	平成22年 (基準年) 195.3 千人 140.8 千人 ————————————————————————————————————	令和7年 189.0 千人 143.5 千人 143.5 千人 0 人 0 人

変更地区一覧【彦根長浜都市計画区域】

変更地区一覧【彦根長浜都市計画区域】											
			変更種別	編入面積						[<u></u>	
		地区名			農地	農振地域	農用地区域			土地利用方針住居系	
市町名 番	番号			(ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	計画人口 (人)	概要		想定用途地域
彦根市	1	稲枝駅西 側地区	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として 市街化区域へ編入する。 2) 新市街地 e 地区計画 c 民間開発	7.0	4.0	7.0	4.0	93	稲枝西口停車場線、稲部彦富線、稲枝公園などの都市施設が整備される予定であり、当地区周辺の土地利用は、 隣接する市街化区域では住宅地としての整備が進み、周辺農地は低未利用化が進んでいる状況である。既に策定 されている「稲枝駅西側地区計画」に加えて「(仮称)稲枝駅西側産業地区地区計画」を新たに定め、緑地等の地区 施設を適正に整備した工場進出の事業計画を令和9年度迄に進める予定であり、計画的な市街化が確実と見込ま れる区域であることからおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として市街化区域に編入す る。	住居系工業系商業系	第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域 工業地域
	2	甲田地区	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として 市街化区域へ編入する。 2) 新市街地 e 地区計画 c 民間開発	8.0	6.9	6.9	6.9	-	国道8号に隣接し、市道甲田物生山線など都市施設が整備され、近江鉄道駅、新幹線米原駅にも近接しており、当地区周辺の土地利用は、隣接する市街化区域では大規模な工場が稼働し、周辺農地は低未利用化が進んでいる状況である。「(仮称) 甲田地区地区計画を新たに定め、緑地等の地区施設を適正に整備した工場進出の事業計画を令和10年度迄に進める予定であり、計画的な市街化が確実と見込まれる区域であることからおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として市街化区域に編入する。	工業系	工業専用地域
	3	鳥居本地区	境界調整	0.1	0.0	0.0	0.0	7	都市計画図の錯誤を修正するもの。	住居系	第一種中高層住居専用地域
	小計	彦根市計		15.1	10.9	13.9	10.9	100			
長浜市	1	祇園町地 区	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として 市街化区域へ編入する。 1) 既成市街地周辺部 2) 新市街地 e 地区計画	7.0	0.0	7.0	0.0		本地区は、3方が市街化区域に隣接した区域であり、地区計画制度に基づき相当程度宅地化していることに加え、 民間事業者による開発動向から、今後とも住宅開発等が見込まれている。。 また、隣接した市街化区域内における「50ヘクタール以下のおおむわ整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が1ヘクタール当たり40人以上(82.4人/ha)である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上(3,074人)である相当の人口および人口密度を有する既成市街地」に連続している。 既に市街化調整区域における地区計画に基づく土地利用が図れており、現に相当程を地化し今後とも民間事業 者による住宅開発等が見込まれていていることから、周辺の住宅地を含めおおむね10年以内に既成市街地になる ことが見込まれるため、既成市街地周辺部として市街化区域に編入する。	住居系商業系	第一種住居地域
	小草	長浜市計		7.0	0.0	7.0	0,0	343			
米原市	1	坂田駅前地区	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として 市街化区域へ編入する。 1) 既成市街地周辺部 2) 新市街地 e 地区計画 c 民間開発	18.7	0.5		0.2	701	本地区は、既成市街地と連続し、地区計画(坂田駅周辺地区:H22.3策定)に基づき相当程度宅地化していることに加え、民間事業者による開発動向から、今後とも民間事業者による住宅開発等が見込まれている。また、隣接した市街化区域内における「50ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が1へクタール当たり40人以上(61.0人/ha)である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上(3,048人)である相当の人口および人口密度を有る既成市街地りに連続している。既に市街化調整区域における地区計画に基づく土地利用が図れており、現に相当程度宅地化し今後とも民間事業者による住宅開発等が見込まれていていることから、周辺の住宅地を含めおおむね10年以内に既成市街地になることが見込まれるため、既成市街地周辺部として市街化区域に編入する。	住居系商業系	第一種住居地域近隣商業地域
	2	入江丸葭 地区	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として 市街化区域へ縄入する。 1) 既成市街地周辺部 2) 新市街地 e 地区計画 c 民間開発	29.5	6.0	28.8	0.0	,	本地区は、区域の北側で既成市街地と連続し、米原駅とも直線で約500mに位置し、県道329号彦根米原線の沿道に位置する。 また、隣接した市街化区域内における「50ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が1ヘクタール当たり40人以上(60.0人/ha)である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上(30.20 人)である相当の人口および人口密度を有する既成市街地」に連続している。 既に市街化調整区域における地区計画に基づく土地利用が図れており、現に相当程度宅地化し、今後とも民間事業者による分譲住宅・商業開発等が見込まれていていることから、周辺の住宅地を含めおむね10年以内に既成市街地になることが見込まれるため、既成市街地周辺部として市街化区域に編入する。	住居系商業系	第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域 近隣商業地域
	小計	米原市計		48.2	6.5	47.5	0.2	2.675			
		彦根長浜全	l ►域	70,3	17.4		11.1	3,118			
日前の収及が主機			, 5.0		55.4		3,.10				



